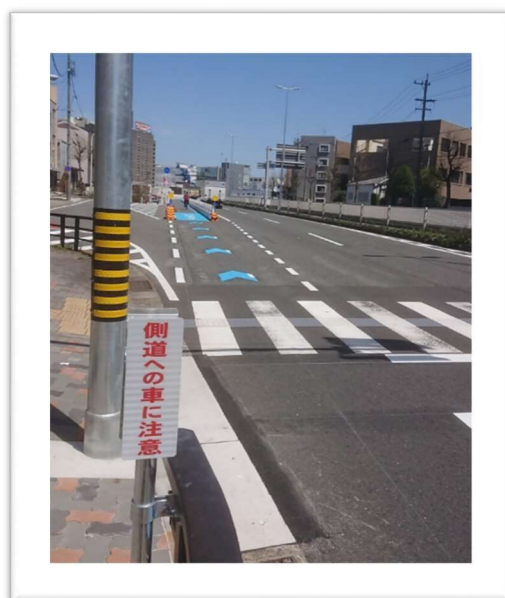


熱田陸橋の自転車道

熱田区役所から 200 メートルほど北に位置する熱田陸橋は、県道大津通、J R 及び名鉄の線路を跨ぐ道路です。



この道路の片側 3 車線を 2 車線に減らして新たに自転車道が整備され、令和 4 年 3 月 30 日から供用が開始されました。自転車道は、旗屋町交差点から神宮東公園前交差点まで整備されましたが、今後、瑞穂区の堀田通五丁目交差点まで伸びる予定です。



旗屋町交差点（左上の写真）が瑞穂区方面に向かう自転車道のスタート地点になっています。



自転車道は、歩行者が立入禁止となっていますので、歩行者は歩道の利用をお願いします。



自転車道が整備されてからは、歩道を走る自転車が減少しているため、歩行者にとっては安心して安全な歩道になった印象をうけます。

自転車の進行方向は、自動車道と同じ方向に一方通行となっていますが、逆走している自転車が見受けられます。自転車道を利用される方は、一方通行を遵守して走行するようお願いします。

名古屋市では自転車の安全で適正な利用を促進し、交通事故の減少を図るとともに、自転車事故による被害者の保護を図るため、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されています。

なお、令和3年10月1日からは、自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が全年齢で努力義務となり、また、事業者の自転車損害賠償保険等への加入が義務となりました。

自転車は手軽で便利な乗り物であり、子どもから高齢者まで多くの方に利用されていますが、一方で交通ルールを守らない自転車利用者も多く、社会的に問題になっています。

自転車を利用する場合は、安全で適正な利用に努めていただきますようお願いいたします。